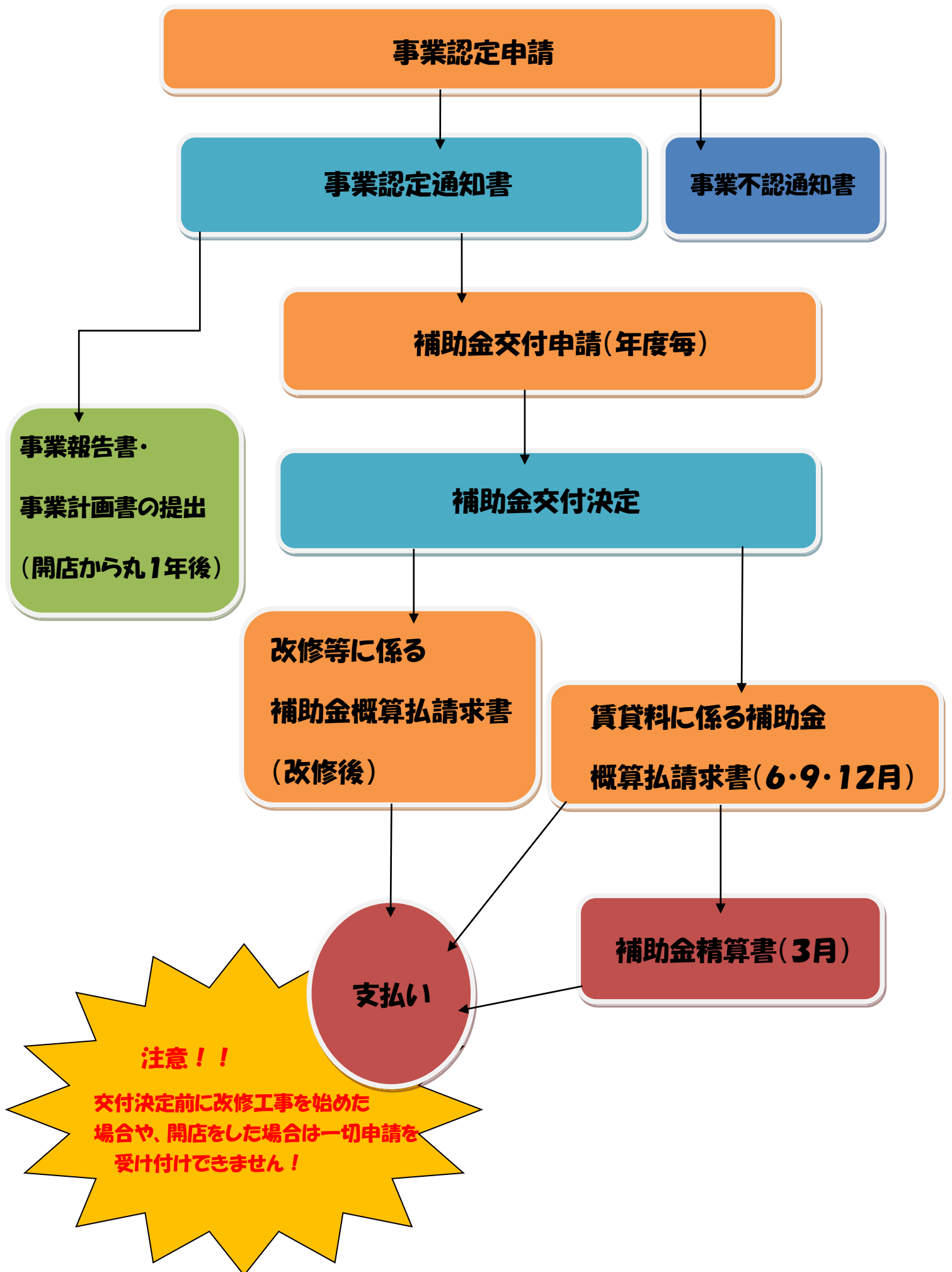


山梨市空き店舗活用促進事業補助金 手続きの流れ



事業認定申請

事業認定通知書

事業不認通知書

補助金交付申請(年度毎)

事業報告書・  
事業計画書の提出  
(開店から丸1年後)

補助金交付決定

改修等に係る  
補助金概算払請求書  
(改修後)

賃貸料に係る補助金  
概算払請求書(6・9・12月)

支払い

補助金精算書(3月)

**注意!!**

交付決定前に改修工事を始めた  
場合や、開店をした場合は一切申請を  
受け付けできません!

# 山梨市空き店舗活用促進事業補助金 申請の流れ

申請者

補助金の申請には事業認定申請が必要になります。次の書類を提出してください。

## 事業認定申請

- 提出書類
- ・事業認定申請書
  - ・開業計画書
  - ・開業資金計画書
  - ・収支計画書(1年間)
  - ・市町村民税の納税証明書
  - ・履歴書(法人等の場合は定款・登記事項証明書等)
  - ・改修工事の図面、見積書
  - ・改修前写真(改修を行う場合のみ)
  - ・賃貸借契約書の写し

※審査等手続きに日数がかかる場合があります。工事や開店を待ってもらうことになります。必ず余裕をもって申請してください！

書類審査・商工会による経営計画等審査

担当者による現場立会い・改修前写真撮影

※改修工事の図面・見積書・賃貸借契約書は商工会の審査等終了後の提出でも大丈夫です。

## 事業認定通知

- ・市から事業認定が完了した旨の通知が出ます
- ・審査等の結果によっては不認定になる場合もあります

市

補助金交付申請(年度毎) 交付申請書を提出してください

申請者

## 補助金交付決定

- ・市から交付決定の通知が出ます
- ・補助金が出る事が決定します

市

改修工事開始！

開店！

注意！！

交付決定前に改修工事を始めた

場合や、開店をした場合は一切申請を

受け付けできません！